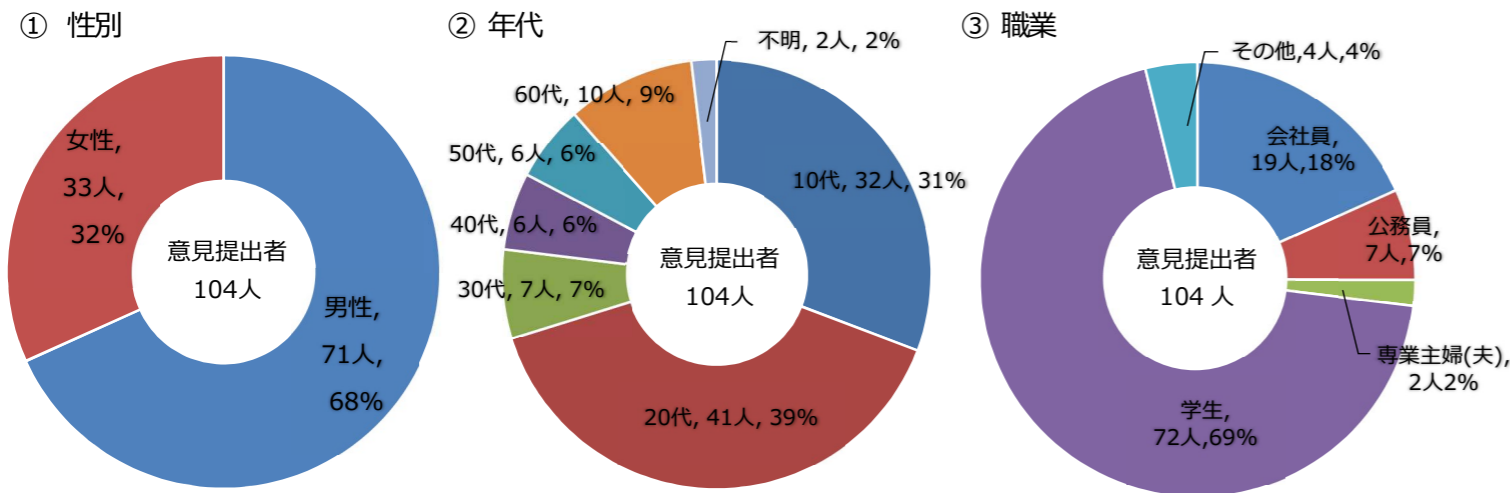


「静岡州市街化調整区域における地区計画適用についての基本的な方針案」に対するパブリックコメント結果の概要

「静岡州市街化調整区域における地区計画適用についての基本的な方針案」について、市民の皆さまの意見を募集、反映するため、パブリックコメントを実施し、104名の方から意見をいただきました。

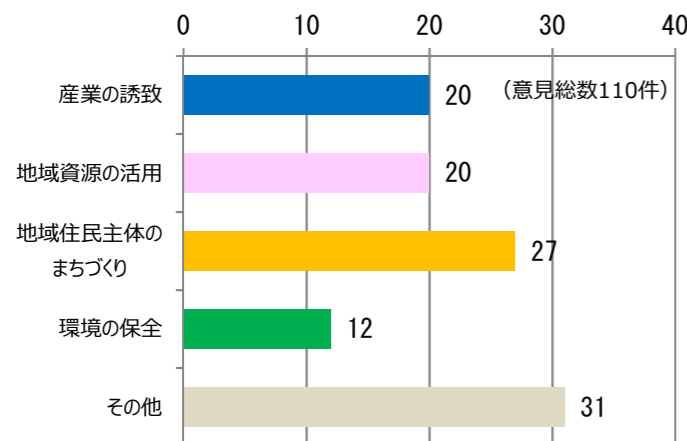
1. 実施概要

- (1) 実施期間：平成31年2月8日（金）～平成31年3月11日（月）
- (2) 意見提出者数：104人（意見総数110件）
- (3) 募集方法：広く意見をいただくため、静岡商工会議所、JA、建設業協会、進出の可能性のある企業への訪問説明等のほか、大学への出前講座を実施した。

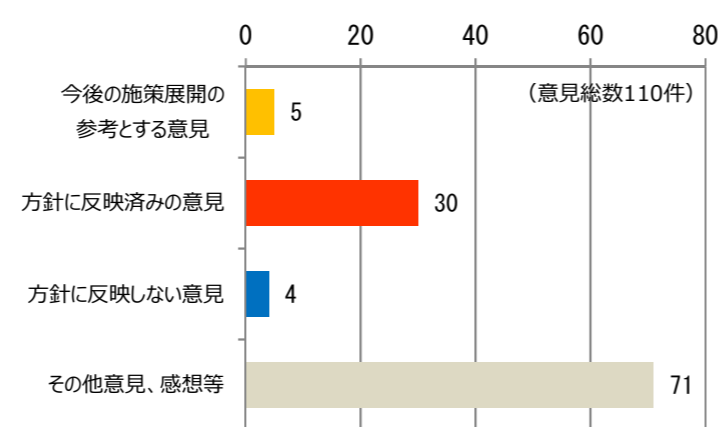


2. 意見分類

(1) 内容分類



(2) 方針案との関係



3. 主な意見と対応

内容分類	意見	対応
① 産業の誘致	<p>【方針に反映済み】 静岡市は本来魅力のある立地条件だと思いますが、工場や物流など企業が進出したいと思っても市街化区域にはなかなかまとまった土地がありません。交通アクセスの良い、市街地に近い、例えば新東名の新静岡インターやいはらインターと市街地を結ぶエリアなどは地区計画の設定により企業誘致が促進されることを期待します。</p> <p>【その他意見・感想】 こういった計画が上手く機能して、定住人口の増加が増えていき、税収が増え、より豊かな生活を我々にもたらしてくれることを期待したい。</p>	<p>新東名高速道路や国道1号バイパス線などから交通アクセスのよい地区は、産業系土地利用誘導エリアに位置付け、企業誘致や新たな雇用の場の創出となる工業団地の整備を経済局等と連携して取り組んでいきます。</p> <p>地区計画活用は、静岡市の施策である企業誘致に取り組むことにより、新たな雇用の場の創出による定住人口の増加に効果があると考えます。</p>
	<p>【今後の参考】 観光資源の活用は素晴らしいと思います。交流の減少しかちな現在でそういった施設の作成を、市の考えで積極的に行っていただけるのは、他の人が活動を行いやすくなるためとてもありがたいです。そういった制度の告知の活動にももう少し力を入れてもよいと思います。</p>	<p>市民や企業の皆様に市街化調整区域における地区計画制度をわかりやすく解説したパンフレットを作成して、土地利用や地域のまちづくりの多様性が広がったことを企業、自治会、関係団体をはじめとした市民の皆様にお知らせしていきます。</p>
② 地域資源の活用	<p>【方針に反映済み】 市街化調整区域については、私は個人的に、幅広い世代が自然と集まれる場所がないなと思っているのでそのような場所ができればいいかなと思います。</p> <p>【方針に反映済み】 市街化調整区域については、観光業に力を入れるなどの活用方法が良いと思います。</p>	<p>幅広い世代が市内外から集まることができるような、静岡市特有の観光資源を活用した歴史、文化、自然に触れることができる観光交流の拠点の整備を地区計画制度の活用を選択肢の一つとして、観光交流文化局等と連携して取り組んでいきます。</p>
	<p>【方針に反映済み】 住みやすさや景観を住民が主体的に考えていく必要があると感じている。</p> <p>【方針に反映しない】 調整区域の活用が、駐車場や資材置場だけでは需要と供給のバランスにおいてもミスマッチしているように思います。年間数件の計画的な宅地化等、地域活性化につながる内容は一部解除しても良いのではと思います。</p>	<p>既存集落における地域住民が主体となってまちづくりに取り組むことはとても大切です。市はそのやる気や熱意を尊重し、勉強会の支援や専門家の派遣など、その地域独自の安心・安全に暮らせる環境づくりのバックアップを行います。</p> <p>既存集落における安心・安全に暮らせる環境づくりのため、地区計画制度を活用することで、地域活力の維持が可能になると考えています。市街化調整区域においては、市街化の促進につながるような新たな宅地開発は考えていません。</p>
④ 環境の保全	<p>【方針に反映済み】 市街化調整区域の土地利用は、暮らしやすい街をつくることも重要ですが、自然を残すことも大切と考えます。</p> <p>【方針に反映済み】 市街化調整区域で開発を行う際には、農地の確保や森林生態系の保全などの観点から、住民の意思のほかに専門的な意見が必要になる場合もあるのではないかと考えた。</p>	<p>優良な農地や自然環境を保全するため、農用地区域などを地区計画区域に含むことができないとしております。また、開発行為に関する基準を遵守し、市街化調整区域の性格を変えないよう開発行為を指導していきます。</p> <p>市街化調整区域における面的な開発を行うための地区計画は、都市計画決定手続きにおいて、広く市民の皆様意見を聴くとともに、各分野の専門家と組織する、静岡市都市計画審議会での議を経て決めていきます。</p>
	<p>【その他意見・感想】 産業の創出を通じ、地域経済活性化の1つの処方になると考えられる一方、中心市街地活性化施策との調和を保つことが必要と思える。</p>	<p>市街化調整区域の面的な開発は、地区計画を活用することにより、必要な開発を適切に誘導していくとともに、市街化区域では立地適正化計画を推進し、静岡市の目指す将来都市構造「集約連携型都市構造」の実現を図っていきます。</p>
⑤ その他		